

畜産農業職種 農業技能評価試験の試験科目及びその範囲並びにその細目 対比表

初 級	中 級	専 門 級	上 級
基本的な業務を遂行するために必要な基礎的な技能及び知識	基本的な業務を遂行するために必要な技能及び知識	初級の農業従事者が通常有すべき技能及び知識	一般的な農業従事者が通常有すべき技能及び知識
<b>学科試験</b> 1 日本農業一般に関する知識 ①日本の地理 次に掲げる事項について初歩的な知識を有すること。□ 1.気候 2.面積 ②日本の作物栽培・畜産 次に掲げる事項について初歩的な知識を有すること。 1.稲作 2.果樹 3.施設栽培 4.畜産(採卵鶏、肉用鶏、酪農、肉用牛、養豚)	<b>学科試験</b> 1 日本農業一般に関する知識 ①日本の地理 次に掲げる事項について基礎的な知識を有すること。□ 1.気候 2.面積 ②日本の作物栽培・畜産 次に掲げる事項について基礎的な知識を有すること。 1.稲作 2.果樹 3.施設栽培 4.畜産(採卵鶏、肉用鶏、酪農、肉用牛、養豚)	<b>学科試験</b> 1 日本農業一般に関する知識 ①日本の地理 次に掲げる事項について農業従事者が通常保持する知識を有すること。 1.気候 2.面積 ②日本の作物栽培・畜産 次に掲げる事項について農業従事者が通常保持する知識を有すること。 1.稲作 2.果樹 3.施設栽培 4.畜産(採卵鶏、肉用鶏、酪農、肉用牛、養豚)	<b>学科試験</b> 1 日本農業一般に関する知識 ①日本の地理 次に掲げる事項について農業従事者が通常保持する詳細な知識を有すること。 1.気候 2.面積 ②日本の作物栽培・畜産 次に掲げる事項について農業従事者が通常保持する詳細な知識を有すること。 1.稲作 2.果樹 3.施設栽培 4.畜産(採卵鶏、肉用鶏、酪農、肉用牛、養豚)
2 畜産農業一般に関する知識 ①家畜の名称・利用 次に掲げる家畜利用の動物について初歩的な知識を有すること。 1.牛 2.豚 3.鶏 ②家畜管理 給餌・給水・家畜の状態について初歩的な知識を有すること。 ③緊急時対応 緊急事態の対応方法について初歩的な知識を有すること。 ④糞尿の堆肥化 糞尿の堆肥化の方法について初歩的な知識を有すること。	2 畜産農業一般に関する知識 ①家畜の名称・利用 次に掲げる家畜利用の動物について基礎的な知識を有すること。 1.牛 2.豚 3.鶏 ②畜舎管理 舎内温度について基礎的な知識を有すること。□ ③家畜管理 給餌・給水について基礎的な知識を有すること。 ④緊急時対応 緊急事態の対応方法について基礎的な知識を有すること。 ⑤糞尿の堆肥化 糞尿の堆肥化の方法について基礎的な知識を有すること。	2 畜産農業一般に関する知識 ①家畜の名称・利用 次に掲げる家畜利用の動物について農業従事者が通常保持する知識を有すること。 1.牛 2.豚 3.鶏 ②畜舎管理 舎内温度について農業従事者が通常保持する知識を有すること。 ③家畜管理 家畜の状態について農業従事者が通常保持する知識を有すること。 ④緊急時対応 緊急事態の対応について農業従事者が通常保持する知識を有すること。 ⑤糞尿の堆肥化 糞尿の堆肥化について農業従事者が通常保持する知識を有すること。	2 畜産農業一般に関する知識 ①家畜の名称・利用 次に掲げる家畜利用の動物について農業従事者が通常保持する詳細な知識を有すること。 1.牛 2.豚 3.鶏 ②畜舎管理 舎内温度について農業従事者が通常保持する詳細な知識を有すること。 ③家畜管理 家畜の状態について農業従事者が通常保持する詳細な知識を有すること。 ④緊急時対応 緊急事態の対応について農業従事者が通常保持する詳細な知識を有すること。 ⑤糞尿の堆肥化 糞尿の堆肥化について農業従事者が通常保持する詳細な知識を有すること。
3 使用する素材(材料) 次に掲げる素材(材料)について初歩的な知識を有すること。 ①素畜 1.豚(養豚作業) 2.採卵鶏及びその卵(養鶏作業) 3.乳牛(酪農作業) ②使用水(家畜の飲料水) ③飼料 1.養豚用飼料(養豚作業) 2.養鶏用飼料(養鶏作業) 3.酪農用飼料(酪農作業) ④敷料 ⑤各種薬品	3 使用する素材(材料) 次に掲げる素材(材料)について基礎的な知識を有すること。 ①素畜 1.豚(養豚作業) 2.採卵鶏及びその卵(養鶏作業) 3.乳牛(酪農作業) ②使用水(家畜の飲料水) ③飼料 1.養豚用飼料(養豚作業) 2.養鶏用飼料(養鶏作業) 3.酪農用飼料(酪農作業) ④敷料 ⑤各種薬品	3 使用する素材(材料) 次に掲げる素材(材料)について農業従事者が通常保持する知識を有すること。 ①素畜 1.豚(養豚作業) 2.採卵鶏及びその卵(養鶏作業) 3.乳牛(酪農作業) ②使用水(家畜の飲料水) ③飼料 1.養豚用飼料(養豚作業) 2.養鶏用飼料(養鶏作業) 3.酪農用飼料(酪農作業) ④敷料 ⑤各種薬品	3 使用する素材(材料) 次に掲げる素材(材料)について農業従事者が通常保持する詳細な知識を有すること。 ①素畜 1.豚(養豚作業) 2.採卵鶏及びその卵(養鶏作業) 3.乳牛(酪農作業) ②使用水(家畜の飲料水) ③飼料 1.養豚用飼料(養豚作業) 2.養鶏用飼料(養鶏作業) 3.酪農用飼料(酪農作業) ④敷料 ⑤各種薬品
4 使用する機械、設備、器具等 次に掲げる機械、設備、器具等について初歩的な知識を有すること。 ①小農具 1) 耕うん・整地・栽植用具 1.平鍬 2.開墾鍬 3.3本鍬 4.鋤簾鍬 5.レーキ 6.剣先スコップ 7.平スコップ 8.穴掘スコップ 9.つるはし 2) 管理用具 1.大鎌 2.鎌 3.ホー 4.デルタホー 5.のこぎり 6.鉋 7.フォーク 8.熊手(ガーデンクリーナ) 9.竹ぼうき 10.農業噴霧器〔農薬(殺虫剤、殺菌剤、除草剤)、植物生長調節剤の散布用〕 3) 測定器 1.温度計 2.度計 3.量器 4) 雑用具 1.かけや 2.篩 3.砥石 ②農業用機械(作業の種類による分類) 1) 汎用的な農業機械 1.トラクタ 2) 耕うん・整地に用いる農業機械 1.プラウ(すき機) 3) 耕土・造成・改良に用いる農業機械 1.抜根機 2.バックホー※ 4) 施肥に用いる機械 1.マニユアルスプレッダ(たい肥散布機) 2.スラリースプレッダ 3.ライムソフ(石灰散布機) 4.施肥播種機 5) 防除・管理に用いる農業機械 1.噴霧機 2.動力噴霧機 3.ミスト機 4.散粉機 5.動力散粉機 6.散粒機 7.動力散粒機 8.土壌消毒機 9.刈払機 6) 収穫に用いる農業機械 1.バインダ(刈取結束機) 2.モア(草刈機) 3.ヘイベラ(ベアラ:草等を束ねる梱包機) 4.ロールベアラ 7) 収穫物の乾燥と調製に用いる農業機械 1.牧草乾燥機 2.特用作物乾燥機 3.モアア 4.ヘーコンデショナ 5.ヘイテッダ・レーキ 6.フロレージハーベスタ 7.ヘーブレス 8.ヘーローダ ③農業用移動・運搬機械 1.フォークリフト※ 2.ショベルローダー(フォークローダー)※ 4.タンクローリ※ ④施設、設備 1) 畜舎 1.豚舎 2.鶏舎 3.牛舎 2) 給餌機 3) 換気装置 4) 糞尿処理装置 5) 給水装置 6) 洗浄装置 7) 消毒装置 8) 排水装置 9) 照明装置 10) 搾乳機(ミルカー) 11) 搾乳ロボット 12) 搾乳室(ミルキングパーラ) 13) バルククーラ 14) パンカーサイロ 15) 防鳥ネット	4 使用する機械、設備、器具等 次に掲げる機械、設備、器具等について基礎的な知識を有すること。 ①小農具 1) 耕うん・整地・栽植用具 1.平鍬 2.開墾鍬 3.3本鍬 4.鋤簾鍬 5.レーキ 6.剣先スコップ 7.平スコップ 8.穴掘スコップ 9.つるはし 2) 管理用具 1.大鎌 2.鎌 3.ホー 4.デルタホー 5.のこぎり 6.鉋 7.フォーク 8.熊手(ガーデンクリーナ) 9.竹ぼうき 10.農業噴霧器〔農薬(殺虫剤、殺菌剤、除草剤)、植物生長調節剤の散布用〕 3) 測定器 1.温度計 2.度計 3.量器 4) 雑用具 1.かけや 2.篩 3.砥石 ②農業用機械(作業の種類による分類) 1) 汎用的な農業機械 1.トラクタ 2) 耕うん・整地に用いる農業機械 1.プラウ(すき機) 3) 耕土・造成・改良に用いる農業機械 1.抜根機 2.バックホー※ 4) 施肥に用いる機械 1.マニユアルスプレッダ(たい肥散布機) 2.スラリースプレッダ 3.ライムソフ(石灰散布機) 4.施肥播種機 5) 防除・管理に用いる農業機械 1.噴霧機 2.動力噴霧機 3.ミスト機 4.散粉機 5.動力散粉機 6.散粒機 7.動力散粒機 8.土壌消毒機 9.刈払機 6) 収穫に用いる農業機械 1.バインダ(刈取結束機) 2.モア(草刈機) 3.ヘイベラ(ベアラ:草等を束ねる梱包機) 4.ロールベアラ 7) 収穫物の乾燥と調製に用いる農業機械 1.牧草乾燥機 2.特用作物乾燥機 3.モアア 4.ヘーコンデショナ 5.ヘイテッダ・レーキ 6.フロレージハーベスタ 7.ヘーブレス 8.ヘーローダ ③農業用移動・運搬機械 1.フォークリフト※ 2.ショベルローダー(フォークローダー)※ 4.タンクローリ※ ④施設、設備 1) 畜舎 1.豚舎 2.鶏舎 3.牛舎 2) 給餌機 3) 換気装置 4) 糞尿処理装置 5) 給水装置 6) 洗浄装置 7) 消毒装置 8) 排水装置 9) 照明装置 10) 搾乳機(ミルカー) 11) 搾乳ロボット 12) 搾乳室(ミルキングパーラ) 13) バルククーラ 14) パンカーサイロ 15) 防鳥ネット	4 使用する機械、設備、器具等 次に掲げる機械、設備、器具等について農業従事者が通常保持する知識を有すること。 ①小農具 1) 耕うん・整地・栽植用具 1.平鍬 2.開墾鍬 3.3本鍬 4.鋤簾鍬 5.レーキ 6.剣先スコップ 7.平スコップ 8.穴掘スコップ 9.つるはし 2) 管理用具 1.大鎌 2.鎌 3.ホー 4.デルタホー 5.のこぎり 6.鉋 7.フォーク 8.熊手(ガーデンクリーナ) 9.竹ぼうき 10.農業噴霧器〔農薬(殺虫剤、殺菌剤、除草剤)、植物生長調節剤の散布用〕 3) 測定器 1.温度計 2.度計 3.量器 4) 雑用具 1.かけや 2.篩 3.砥石 ②農業用機械(作業の種類による分類) 1) 汎用的な農業機械 1.トラクタ 2) 耕うん・整地に用いる農業機械 1.プラウ(すき機) 3) 耕土・造成・改良に用いる農業機械 1.抜根機 2.バックホー※ 4) 施肥に用いる機械 1.マニユアルスプレッダ(たい肥散布機) 2.スラリースプレッダ 3.ライムソフ(石灰散布機) 4.施肥播種機 5) 防除・管理に用いる農業機械 1.噴霧機 2.動力噴霧機 3.ミスト機 4.散粉機 5.動力散粉機 6.散粒機 7.動力散粒機 8.土壌消毒機 9.刈払機 6) 収穫に用いる農業機械 1.バインダ(刈取結束機) 2.モア(草刈機) 3.ヘイベラ(ベアラ:草等を束ねる梱包機) 4.ロールベアラ 7) 収穫物の乾燥と調製に用いる農業機械 1.牧草乾燥機 2.特用作物乾燥機 3.モアア 4.ヘーコンデショナ 5.ヘイテッダ・レーキ 6.フロレージハーベスタ 7.ヘーブレス 8.ヘーローダ ③農業用移動・運搬機械 1.フォークリフト※ 2.ショベルローダー(フォークローダー)※ 4.タンクローリ※ ④施設、設備 1) 畜舎 1.豚舎 2.鶏舎 3.牛舎 2) 給餌機 3) 換気装置 4) 糞尿処理装置 5) 給水装置 6) 洗浄装置 7) 消毒装置 8) 排水装置 9) 照明装置 10) 搾乳機(ミルカー) 11) 搾乳ロボット 12) 搾乳室(ミルキングパーラ) 13) バルククーラ 14) パンカーサイロ 15) 防鳥ネット	4 使用する機械、設備、器具等 次に掲げる機械、設備、器具等について農業従事者が通常保持する詳細な知識を有すること。 ①小農具 1) 耕うん・整地・栽植用具 1.平鍬 2.開墾鍬 3.3本鍬 4.鋤簾鍬 5.レーキ 6.剣先スコップ 7.平スコップ 8.穴掘スコップ 9.つるはし 2) 管理用具 1.大鎌 2.鎌 3.ホー 4.デルタホー 5.のこぎり 6.鉋 7.フォーク 8.熊手(ガーデンクリーナ) 9.竹ぼうき 10.農業噴霧器〔農薬(殺虫剤、殺菌剤、除草剤)、植物生長調節剤の散布用〕 3) 測定器 1.温度計 2.度計 3.量器 4) 雑用具 1.かけや 2.篩 3.砥石 ②農業用機械(作業の種類による分類) 1) 汎用的な農業機械 1.トラクタ 2) 耕うん・整地に用いる農業機械 1.プラウ(すき機) 3) 耕土・造成・改良に用いる農業機械 1.抜根機 2.バックホー※ 4) 施肥に用いる機械 1.マニユアルスプレッダ(たい肥散布機) 2.スラリースプレッダ 3.ライムソフ(石灰散布機) 4.施肥播種機 5) 防除・管理に用いる農業機械 1.噴霧機 2.動力噴霧機 3.ミスト機 4.散粉機 5.動力散粉機 6.散粒機 7.動力散粒機 8.土壌消毒機 9.刈払機 6) 収穫に用いる農業機械 1.バインダ(刈取結束機) 2.モア(草刈機) 3.ヘイベラ(ベアラ:草等を束ねる梱包機) 4.ロールベアラ 7) 収穫物の乾燥と調製に用いる農業機械 1.牧草乾燥機 2.特用作物乾燥機 3.モアア 4.ヘーコンデショナ 5.ヘイテッダ・レーキ 6.フロレージハーベスタ 7.ヘーブレス 8.ヘーローダ ③農業用移動・運搬機械 1.フォークリフト※ 2.ショベルローダー(フォークローダー)※ 4.タンクローリ※ ④施設、設備 1) 畜舎 1.豚舎 2.鶏舎 3.牛舎 2) 給餌機 3) 換気装置 4) 糞尿処理装置 5) 給水装置 6) 洗浄装置 7) 消毒装置 8) 排水装置 9) 照明装置 10) 搾乳機(ミルカー) 11) 搾乳ロボット 12) 搾乳室(ミルキングパーラ) 13) バルククーラ 14) パンカーサイロ 15) 防鳥ネット

<p>5 畜産農業職種(養豚作業、養鶏作業、酪農作業)で生産される生産物例 次に掲げる製品について初歩的な知識を有すること。</p> <p>①養豚作業 1.種豚 2.肉豚(3か月齢以上) 3.子豚 ②養鶏作業 1.採卵鶏 2.鶏卵 ③酪農作業 1)種牛(18か月齢以上) 2)乳用牛 1.雌成牛(18か月齢以上) 2.雄子牛(18か月齢未満) 3.雌子牛(18か月齢未満) 3)生乳</p>	<p>5 畜産農業職種(養豚作業、養鶏作業、酪農作業)で生産される生産物例 次に掲げる製品について基礎的な知識を有すること。</p> <p>①養豚作業 1.種豚 2.肉豚(3か月齢以上) 3.子豚 ②養鶏作業 1.採卵鶏 2.鶏卵 ③酪農作業 1)種牛(18か月齢以上) 2)乳用牛 1.雌成牛(18か月齢以上) 2.雄子牛(18か月齢未満) 3.雌子牛(18か月齢未満) 3)生乳</p>	<p>5 畜産農業職種(養豚作業、養鶏作業、酪農作業)で生産される生産物例 次に掲げる製品について農業従事者が通常保持する知識を有すること。</p> <p>①養豚作業 1.種豚 2.肉豚(3か月齢以上) 3.子豚 ②養鶏作業 1.採卵鶏 2.鶏卵 ③酪農作業 1)種牛(18か月齢以上) 2)乳用牛 1.雌成牛(18か月齢以上) 2.雄子牛(18か月齢未満) 3.雌子牛(18か月齢未満) 3)生乳</p>	<p>5 畜産農業職種(養豚作業、養鶏作業、酪農作業)で生産される生産物例 次に掲げる製品について農業従事者が通常保持する詳細な知識を有すること。</p> <p>①養豚作業 1.種豚 2.肉豚(3か月齢以上) 3.子豚 ②養鶏作業 1.採卵鶏 2.鶏卵 ③酪農作業 1)種牛(18か月齢以上) 2)乳用牛 1.雌成牛(18か月齢以上) 2.雄子牛(18か月齢未満) 3.雌子牛(18か月齢未満) 3)生乳</p>
<p>6 安全衛生に関する知識 次に掲げる事項について初歩的な知識を有すること。</p> <p>1.舎内清掃 2.履き物等の消毒</p>	<p>6 安全衛生に関する知識 次に掲げる事項について基礎的な知識を有すること。</p> <p>1.舎内清掃 2.履き物等の消毒 3.消毒薬 4.電気・燃油</p>	<p>6 安全衛生に関する知識 次に掲げる事項について農業従事者が通常保持する知識を有すること。</p> <p>1.家畜の性格 2.舎内清掃 3.履き物等の消毒 4.消毒薬 5.電気・燃油</p>	<p>6 安全衛生に関する知識 次に掲げる事項について農業従事者が通常保持する詳細な知識を有すること。</p> <p>1.家畜の性格 2.舎内清掃 3.履き物等の消毒 4.消毒薬 5.電気・燃油</p>
<p>上記に掲げる科目の範囲のほか、次に掲げる科目の範囲のうち受験者が選択するいずれか一つ</p> <p>1 養豚作業に関する知識 ①品種 品種の特徴について初歩的な知識を有すること。</p> <p>②繁殖・生理 繁殖・生理に関し、次に掲げる事項について初歩的な知識を有すること。 1.発情 2.交配 3.妊娠 4.分娩 5.哺乳 6.離乳 7.発情再帰</p> <p>③飼養管理 飼養管理に関し、次に掲げる事項について初歩的な知識を有すること。 1.子豚 2.肥育豚 3.妊娠豚 4.分娩豚 5.授乳豚 6.離乳豚</p> <p>④安全衛生 消毒について初歩的な知識を有すること。</p>	<p>上記に掲げる科目の範囲のほか、次に掲げる科目の範囲のうち受験者が選択するいずれか一つ</p> <p>1 養豚作業に関する知識 ①品種 品種の特徴について基礎的な知識を有すること。</p> <p>②繁殖・生理 繁殖・生理に関し、次に掲げる事項について基礎的な知識を有すること。 1.発情 2.交配 3.妊娠 4.分娩 5.哺乳 6.離乳 7.発情再帰</p> <p>③飼養管理 飼養管理に関し、次に掲げる事項について基礎的な知識を有すること。 1.哺乳子豚 2.子豚 3.肥育豚 4.妊娠豚 5.分娩豚 6.授乳豚 7.離乳豚</p> <p>④安全衛生 予防・消毒について基礎的な知識を有すること。</p>	<p>上記に掲げる科目の範囲のほか、次に掲げる科目の範囲のうち受験者が選択するいずれか一つ</p> <p>1 養豚作業に関する知識 ①品種 品種の特徴について農業従事者が通常保持する知識を有すること。</p> <p>②繁殖・生理 繁殖・生理に関し、次に掲げる事項について農業従事者が通常保持する知識を有すること。 1.発情 2.交配 3.人工授精 4.妊娠 5.分娩 6.哺乳 7.離乳 8.発情再帰</p> <p>③飼養管理 飼養管理に関し、次に掲げる事項について農業従事者が通常保持する知識を有すること。 1.哺乳子豚 2.子豚 3.肥育豚 4.妊娠豚 5.分娩豚 6.授乳豚 7.離乳豚 8.種雄豚</p> <p>④安全衛生 予防・消毒について農業従事者が通常保持する知識を有すること。</p>	<p>上記に掲げる科目の範囲のほか、次に掲げる科目の範囲のうち受験者が選択するいずれか一つ</p> <p>1 養豚作業に関する知識 ①品種 品種の特徴について農業従事者が通常保持する詳細な知識を有すること。</p> <p>②繁殖・生理 繁殖・生理に関し、次に掲げる事項について農業従事者が通常保持する詳細な知識を有すること。 1.発情 2.交配 3.人工授精 4.妊娠 5.分娩 6.哺乳 7.離乳 8.発情再帰</p> <p>③飼養管理 飼養管理に関し、次に掲げる事項について農業従事者が通常保持する詳細な知識を有すること。 1.哺乳子豚 2.子豚 3.肥育豚 4.妊娠豚 5.分娩豚 6.授乳豚 7.離乳豚 8.種雄豚</p> <p>④安全衛生 予防・消毒について農業従事者が通常保持する詳細な知識を有すること。</p>
<p>2 養鶏(採卵鶏)作業に関する知識 ①品種 銘柄について初歩的な知識を有すること。</p> <p>②繁殖・生理 繁殖・生理に関し、次に掲げる事項について初歩的な知識を有すること。 1.孵化 2.産卵 3.卵重 4.体重 5.換羽 6.糞尿</p> <p>③飼養管理 飼養管理に関し、次に掲げる事項について初歩的な知識を有すること。 1.飼育様式 2.育すう 3.換気 4.騒音 5.飼育密度 6.飼料 7.淘汰・出荷</p> <p>④安全衛生 安全衛生に関し、次に掲げる事項について初歩的な知識を有すること。 1.害虫 2.ワクチン</p>	<p>2 養鶏(採卵鶏)作業に関する知識 ①品種 銘柄・卵殻について基礎的な知識を有すること。</p> <p>②繁殖・生理 繁殖・生理に関し、次に掲げる事項について基礎的な知識を有すること。 1.体温 2.孵化 3.初産日数 4.産卵 5.照明 6.卵重 7.体重 8.呼吸 9.換羽 10.糞尿</p> <p>③飼養管理 飼養管理に関し、次に掲げる事項について基礎的な知識を有すること。 1.鶏舎様式 2.飼育様式 3.育すう 4.換気 5.騒音 6.飼育密度 7.給水 8.飼料 9.淘汰・出荷</p> <p>④安全衛生 安全衛生に関し、次に掲げる事項について基礎的な知識を有すること。 1.害虫 2.香獣 3.伝染病 4.ワクチン</p>	<p>2 養鶏(採卵鶏)作業に関する知識 ①品種 銘柄・卵殻について農業従事者が通常保持する知識を有すること。</p> <p>②繁殖・生理 繁殖・生理に関し、次に掲げる事項について農業従事者が通常保持する知識を有すること。 1.体温 2.孵化 3.初産日数 4.産卵 5.照明 6.卵重 7.体重 8.呼吸 9.換羽 10.糞尿</p> <p>③飼養管理 飼養管理に関し、次に掲げる事項について農業従事者が通常保持する知識を有すること。 1.鶏舎様式 2.飼育様式 3.育すう 4.換気 5.騒音 6.断喙 7.飼育密度 8.給水 9.飼料 10.淘汰・出荷</p> <p>④安全衛生 安全衛生に関し、次に掲げる事項について農業従事者が通常保持する知識を有すること。 1.害虫 2.香獣 3.伝染病 4.ワクチン</p>	<p>2 養鶏(採卵鶏)作業に関する知識 ①品種 銘柄・卵殻について農業従事者が通常保持する詳細な知識を有すること。</p> <p>②繁殖・生理 繁殖・生理に関し、次に掲げる事項について農業従事者が通常保持する詳細な知識を有すること。 1.体温 2.孵化 3.初産日数 4.産卵 5.照明 6.卵重 7.体重 8.呼吸 9.換羽 10.糞尿</p> <p>③飼養管理 飼養管理に関し、次に掲げる事項について農業従事者が通常保持する詳細な知識を有すること。 1.鶏舎様式 2.飼育様式 3.育すう 4.換気 5.騒音 6.だんし 7.飼育密度 8.給水 9.飼料 10.淘汰・出荷</p> <p>④安全衛生 安全衛生に関し、次に掲げる事項について農業従事者が通常保持する詳細な知識を有すること。 1.害虫 2.香獣 3.伝染病 4.ワクチン 5.病原微生物(細菌、ウイルス、寄生虫等) 6.抗菌性物質(動物用医薬品、飼料添加物等)</p>
<p>3 酪農作業に関する知識 ①品種 品種の特徴について初歩的な知識を有すること。</p> <p>②繁殖・生理 繁殖・生理に関し、次に掲げる事項について初歩的な知識を有すること。 1.発情 2.交配 3.妊娠 4.分娩</p> <p>③飼養管理 飼養管理に関し、次に掲げる事項について初歩的な知識を有すること。 1.飼料 2.疾病 3.哺乳 4.離乳 5.育成 6.環境</p> <p>④安全衛生 消毒について初歩的な知識を有すること。</p>	<p>3 酪農作業に関する知識 ①品種 品種の特徴について基礎的な知識を有すること。</p> <p>②繁殖・生理 繁殖・生理に関し、次に掲げる事項について基礎的な知識を有すること。 1.発情 2.交配 3.妊娠 4.分娩</p> <p>③飼養管理 飼養管理に関し、次に掲げる事項について基礎的な知識を有すること。 1.飼料 2.疾病 3.哺乳 4.離乳 5.育成 6.環境</p> <p>④安全衛生 消毒・抗生物質について基礎的な知識を有すること。</p>	<p>3 酪農作業に関する知識 ①品種 品種の特徴について農業従事者が通常保持する知識を有すること。</p> <p>②繁殖・生理 繁殖・生理に関し、次に掲げる事項について農業従事者が通常保持する知識を有すること。 1.発情 2.交配 3.妊娠 4.分娩 5.人工授精</p> <p>③飼養管理 飼養管理に関し、次に掲げる事項について農業従事者が通常保持する知識を有すること。 1.飼料 2.疾病 3.哺乳 4.離乳 5.育成 6.環境</p> <p>④安全衛生 消毒・抗生物質に関し、次に掲げる事項について農業従事者が通常保持する知識を有すること。</p>	<p>3 酪農作業に関する知識 ①品種 品種の特徴について農業従事者が通常保持する詳細な知識を有すること。</p> <p>②繁殖・生理 繁殖・生理に関し、次に掲げる事項について農業従事者が通常保持する詳細な知識を有すること。 1.発情 2.交配 3.妊娠 4.分娩 5.人工授精 6.断喙</p> <p>③飼養管理 飼養管理に関し、次に掲げる事項について農業従事者が通常保持する詳細な知識を有すること。 1.飼料 2.疾病 3.哺乳 4.離乳 5.育成 6.環境</p> <p>④安全衛生 消毒・抗生物質に関し、次に掲げる事項について農業従事者が通常保持する詳細な知識を有すること。</p>
<p>実技試験</p> <p>次に掲げる科目の範囲のうち受験者が選択するいずれか一つ</p> <p>1 養豚作業に関する技能 ①個体の取扱いに関する作業 子豚を移動することができること。 ②個体の観察に関する作業 1)初歩的な技能を用いて異常豚を識別することができること。 2)初歩的な技能を用いて豚体の構造を見分けることができること。 3)初歩的な技能を用いて豚体を測定できること。</p> <p>③安全衛生管理に関する作業 安全な作業着を身につけることができること。</p>	<p>実技試験</p> <p>次に掲げる科目の範囲のうち受験者が選択するいずれか一つ</p> <p>1 養豚作業に関する技能 ①個体の取扱いに関する作業 子豚を保定することができること。 ②個体の観察に関する作業 1)生育ステージによる豚を識別することができること。 2)基礎的な技能を用いて異常豚を識別することができること。 3)基礎的な技能を用いて豚体の構造を見分けることができること。 4)基礎的な技能を用いて豚体を測定できること。</p> <p>③飼養管理に関する作業 基礎的な技能を用いて飼料原料を識別することができること。</p> <p>④安全衛生管理に関する作業 基礎的な技能を用いて消毒液を取扱うことができること。</p>	<p>実技試験</p> <p>次に掲げる科目の範囲のうち受験者が選択するいずれか一つ</p> <p>1 養豚作業に関する技能 ①個体の取扱いに関する作業 子豚、繁殖豚を保定することができること。 ②個体の観察に関する作業 1)農業従事者が通常保持する技能を用いて豚の種類を識別することができること。 2)農業従事者が通常保持する技術を用いて異常豚を識別することができること。 3)農業従事者が通常保持する技能を用いて豚体の構造を見分けることができること。 4)農業従事者が通常保持する技能を用いて豚体を測定できること。 ③飼養管理に関する作業 農業従事者が通常保持する技能を用いて飼料原料を識別することができること。</p> <p>④安全衛生管理に関する作業 消毒液を安全に使用・保管することができること。</p>	<p>実技試験</p> <p>次に掲げる科目の範囲のうち受験者が選択するいずれか一つ</p> <p>1 養豚作業に関する技能 ①個体の取扱いに関する作業 子豚、繁殖豚を保定(交配含む)することができること。 ②個体の観察に関する作業 1)農業従事者が有する高度な技能を用いて豚の種類を識別することができること。 2)農業従事者が有する高度な技能を用いて異常豚を識別することができること。 3)豚の病気(疾病)を識別することができること。 4)母豚の体型(ボディコンディション)を識別することができること。 5)農業従事者が有する高度な技能を用いて豚体の構造を見分けることができること。 6)農業従事者が有する高度な技能を用いて豚体を測定できること。 ③飼養管理に関する作業 飼料原料を識別・配合することができること。 ④安全衛生管理に関する作業 消毒液を希釈・保管できること。</p>

<p>2 養鶏(採卵鶏)作業に関する技能</p> <p>①個体の取扱いに関する作業 初歩的な技能を用いて鶏を捕獲・保定・運搬することができること。</p> <p>②個体の観察に関する作業 1)初歩的な技能を用いて異常鶏を識別することができること。</p> <p>2)初歩的な技能を用いて鶏体の構造を見分けることができること。</p> <p>③生産物(鶏卵)の取扱いに関する作業 1)初歩的な技能を用いて鶏卵を取扱うことができること。</p> <p>2)初歩的な技能を用いて鶏卵を選別することができること。</p> <p>④安全衛生管理に関する作業 安全な作業着を身につけることができること。</p>	<p>2 養鶏(採卵鶏)作業に関する技能</p> <p>①個体の取扱いに関する作業 基礎的な技能を用いて鶏を捕獲・保定・運搬することができること。</p> <p>②個体の観察に関する作業 1)基礎的な技能を用いて異常鶏を識別することができること。</p> <p>2)基礎的な技能を用いて鶏体の構造を見分けることができること。</p> <p>③飼養管理に関する作業 基礎的な技能を用いて飼料原料を識別することができること。</p> <p>④生産物(鶏卵)の取扱いに関する作業 基礎的な技能を用いて鶏卵を取扱うことができること。</p> <p>⑤安全衛生管理に関する作業 基礎的な技能を用いて消毒液を取扱うことができること。</p>	<p>2 養鶏(採卵鶏)作業に関する技能</p> <p>①個体の取扱いに関する作業 鶏を断喙することができること。</p> <p>②個体の観察に関する作業 1)農業従事者が通常保持する技能を用いて鶏の種類を識別することができること。</p> <p>2)農業従事者が通常保持する技能を用いて異常鶏を識別することができること。</p> <p>3)農業従事者が通常保持する技能を用いて鶏体の構造を識別することができること。</p> <p>③飼養管理に関する作業 農業従事者が通常保持する技能を用いて飼料原料を識別することができること。</p> <p>④生産物(鶏卵)の取扱いに関する作業 農業従事者が通常保持する技能を用いて鶏卵を識別することができること。</p> <p>⑤安全衛生管理に関する作業 消毒液を安全に使用・保管することができること。</p>	<p>2 養鶏(採卵鶏)作業に関する技能</p> <p>①個体の取扱いに関する作業 鶏を断喙することができること。</p> <p>②個体の観察に関する作業 1)農業従事者が有する高度な技能を用いて鶏の種類を識別することができること。</p> <p>2)農業従事者が有する高度な技能を用いて異常鶏を識別することができること。</p> <p>3)農業従事者が有する高度な技能を用いて鶏体の構造(大きさ含む)を識別することができること。</p> <p>4)鶏の病気(疾病)を識別することができること。</p> <p>③飼養管理に関する作業 農業従事者が有する高度な技能を用いて飼料原料を識別・配合することができること。</p> <p>④生産物(鶏卵)の取扱いに関する作業 1)農業従事者が有する高度な技能を用いて鶏卵を識別することができること。</p> <p>2)異常卵・卵質を識別することができること。</p> <p>⑤安全衛生管理に関する作業 消毒液を希釈・保管できること。</p>
<p>3 酪農作業に関する技能</p> <p>①器具の取扱いに関する作業 初歩的な技能を用いて酪農の器具を使用することができること。</p> <p>②個体の観察に関する作業 1)初歩的な技能を用いて異常牛を識別することができること。</p> <p>2)初歩的な技能を用いて発情牛を識別することができること。</p> <p>③飼養管理に関する作業 初歩的な技能を用いて飼料原料を識別することができること。</p> <p>④生産物の取扱いに関する作業 初歩的な技能を用いて搾乳することができること。</p> <p>⑤安全衛生管理に関する作業 消毒液を使用するための安全な作業着を身につけることができること。</p>	<p>3 酪農作業に関する技能</p> <p>①器具の取扱いに関する作業 基礎的な技能を用いて酪農の器具を使用することができること。</p> <p>②個体の観察に関する作業 1)基礎的な技能を用いて異常牛を識別することができること。</p> <p>2)基礎的な技能を用いて発情牛を識別することができること。</p> <p>③飼養管理に関する作業 基礎的な技能を用いて飼料原料を識別することができること。</p> <p>④生産物の取扱いに関する作業 基礎的な技能を用いて搾乳することができること。</p> <p>⑤安全衛生管理に関する作業 基礎的な技能を用いて消毒液を取扱うことができること。</p>	<p>3 酪農作業に関する技能</p> <p>①器具の取扱いに関する作業 農業従事者が通常保持する技能を用いて酪農の器具を使用することができること。</p> <p>②個体の観察に関する作業 農業従事者が通常保持する技能を用いて異常牛(疾病含む)・発情牛を識別することができること。</p> <p>③飼養管理に関する作業 1)農業従事者が通常保持する技能を用いて飼料原料を識別することができること。</p> <p>2)牛舎の環境状況(適温域含む)を識別することができること。</p> <p>④生産物の取扱いに関する作業 農業従事者が通常保持する技能を用いて搾乳することができること。</p> <p>⑤安全衛生管理に関する作業 消毒液を安全に使用・保管することができること。</p>	<p>3 酪農作業に関する技能</p> <p>①器具の取扱いに関する作業 農業従事者が有する高度な技能を用いて酪農の器具を使用することができること。</p> <p>②個体の観察に関する作業 1)農業従事者が有する高度な技能を用いて異常牛(疾病含む)を識別することができること。</p> <p>2)乳牛の体型(ボディコンディション)を識別することができること。</p> <p>3)蹄の状態が識別できること。</p> <p>4)発情牛(自然分娩ができる体勢)を識別することができること。</p> <p>③飼養管理に関する作業 1)農業従事者が有する高度な技能を用いて飼料原料を識別・配合することができること。</p> <p>2)牛舎の環境状況(適温域含む)を識別することができること。</p> <p>④生産物の取扱いに関する作業 1)農業従事者が有する高度な技能を用いて搾乳することができること。</p> <p>2)乳質・乳量を識別することができること。</p> <p>⑤安全衛生管理に関する作業 消毒液を希釈・保管できること。</p>